

# 学校体育施設開放利用者心得

※学校体育施設開放利用者は以下の心得を厳守して下さい。なお、心得に違反した場合は「三郷市立小中学校体育施設の開放に関する規則」の第 12 条により利用の取り消しや停止をする場合があります。

(1) 屋内・屋外運動場の利用時間には、準備及び片づけ（清掃）の時間も含まれます。（終了時間については厳守）

※後片付けの時間を十分に確保していただき、共用使用する用具やドアノブ等について、念入りに消毒してください。

(2) 紙くず・空き缶・ペットボトル等ゴミは利用団体が責任をもって、すべて持ち帰ること。

(3) 利用後は、グラウンド整備・モップ拭きをして設備用具の整理整頓に務め、利用日誌を記入のうえ、戸締りをして退出すること。（鍵の取り扱いには十分注意すること。SECOM 鍵施錠の際に利用団体が解除を行わず、警備員が現場に駆け付けた事故がありました。）

(4) 許可した日時以外の使用、駐車場や校舎周辺など許可を受けていない場所での活動・利用は絶対にしないこと。

(5) 登録種目に必要な施設以外は絶対に立ち入らないこと。  
（放送室・ステージ等立ち入り禁止）

(6) 登録種目に必要な備品以外は使用しないこと。

(7) 施設設備・備品を壊したり又は失くしたりした場合は、必ず学校とスポーツ振興課に報告し（別紙 事故報告書）、その指示を受けること。（基本的に修繕等の費用は、利用団体の負担となります。）

(8) 屋内運動場では、床面の汚れに注意し、次の行為を禁止する。

- ① 土足で出入りすること
- ② 水気のある物の使用
- ③ 飲食物の持ち込み（水分補給の飲料物を除く）

(9) 学校施設内では火気を使用しないこと。

(10) 学校施設内で飲酒、喫煙をしないこと。（校門付近など学校周辺での喫煙について苦情を受けることがあるため、禁煙のご協力をお願いします。）

(11) 利用団体は、スポーツ傷害保険に必ず加入すること。

(12) 学校開放利用者の駐車場で起こった事故について、スポーツ振興課・学校は一切の責任を負いかねます。

※学校教育又は施設の管理上支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、文書又は電話で利用の中止を連絡しますので、その指示に従ってください。なお、心得を守れない場合は利用を停止させていただきます。